

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
47	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常滑市は、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じた上で個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

常滑市長

公表日

令和7年3月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)及び昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ① 生活保護の決定及び実施等に関する事務 1 保護の実施に関する事務 2 保護の開始若しくは保護の変更の申請の受理、審査又は応答に関する事務 3 職権による保護の開始又は職権による保護の変更に関する事務 4 保護の停止又は廃止に関する事務 5 資料の提供等の求めに関する事務 6 就労自立給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 7 進学・就職準備給付金の支給の申請の受理、審査又は応答に関する事務 8 被保護者健康管理支援事業に関する事務 9 保護に要する費用の返還に関する事務 10 徴収金の徴収に関する事務 ② 医療扶助オンライン資格確認導入に関する事務 1 生活保護システムから医療保険者向け中間サーバー等への特定個人情報の連携を実施することに関する事務 2 医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の確認 3 医療保険者向け中間サーバー等における本人確認業務 4 医療保険者向け中間サーバー等における機関別符号の取得等 (2～4は、委託元:常滑市福祉事務所、委託先:社会保険診療報酬支払基金
③システムの名称	生活保護システム、統合専用端末、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
要保護者(被保護者含む)ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び第2項 番号法別表 23の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第15条 常滑市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59, 63, 69, 74, 75, 76, 86, 87, 89, 96, 108, 125, 132, 141, 144, 151, 155, 158, 161, 167, 168, 169, 170, 171, 172の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 42、43の項 (条例事務における情報連携の根拠) 番号法第19条第9号 番号法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関する規則

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5 電話番号:0569-47-6101(直通) ファックス番号:0569-34-4329(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉部福祉課 住所:常滑市飛香台三丁目3番地の5 電話番号:0569-34-7396(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からの取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、特定個人情報を含む書類は施錠できる棚等に保管することを徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	常滑市情報セキュリティポリシー基本方針、常滑市情報セキュリティポリシー対策基準及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的な安全管理措置、技術安全管理措置等を講じている。特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管すること、特定個人情報が記録された書類等を破棄する場合は、機密文書として施錠できる場所で保管し、鍵の使用記録を保存することを徹底している。USBメモリ等の電子記録媒体の使用は、業務端末上制御を行っており、USBメモリを使用する場合は暗号化、パスワードによる保護等を行うことが徹底されている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

變更箇所

[illegible]